

## 仙台青葉学院短期大学 学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院短期大学（以下「本学」という。）学則第37条第2項の規定に基づき、学位に関し必要な事項を定める。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、短期大学士とする。

(授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、学位を授与すべきものと認めた者には、卒業証書・学位記を授与する。

(専攻分野の付記)

第5条 学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

| 学科                                | 専攻分野の名称        |
|-----------------------------------|----------------|
| 看護学科                              | 看護学            |
| ビジネスキャリア学科                        | ビジネスキャリア学      |
| リハビリテーション学科<br>理学療法学専攻<br>作業療法学専攻 | 理学療法学<br>作業療法学 |
| こども学科                             | こども学           |
| 歯科衛生学科                            | 歯科衛生学          |
| 栄養学科                              | 栄養学            |
| 観光ビジネス学科                          | 観光ビジネス学        |
| 現代英語学科                            | 英語             |
| 言語聴覚学科                            | 言語聴覚学          |

(学位の名称)

第6条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「仙台青葉学院短期大学」と付記する。

(学位授与の取消)

第7条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会及び運営協議会の議を経て学位を取り消し、卒業証書・学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

(卒業証書・学位記)

第8条 卒業証書・学位記の様式は、別紙様式のとおりとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て学長が理事会に上申し、理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前の通りとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前の通りとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前の通りとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、在学生及び在学生の属する年次に転入学又は再入学する者については、従前のとおりとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

# 卒業証書・学位記

氏名

年月日生

本学〇〇学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを  
認め、短期大学士（〇〇〇）の学位を授与する

年月日

第 号

仙台青葉学院短期大学学長 氏名 印